

日本労働年鑑 第27集 1955年版  
The Labour Year Book of Japan 1955

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第三章 主要な争議

第九節 駐留軍労働者の争議

労働条件の悪化

駐留軍労働者の状態は、一九五三年の後半から全般的に著しい労働条件の低下が見られた。その根本的な原因は、

- 1 米国、並びに日本に於ける経済事情の悪化と云う一般的な背景
- 2 朝鮮の休戦及び原水爆の発達による米国の戦略の変更、これに伴う戦略空軍を重点とする極東軍の装備と配置状況の変化
- 3 日本再軍備の進展と見合う米駐留軍の漸次撤退、移動等が考えられる。

これらは、陸軍・海軍に対する大幅予算削除となり、比較的予算の削減を受けていないといわれる空軍関係においても、労務費は極度に切りつめられるに至った。これらの予算削減は、労務費をあらゆる角度から切下げようとする軍の一貫した方針となり、駐留軍労務者に対し次の様な現象となって現われた。

(1)時間制削減による賃下げと労働強化 駐留軍労働者は一週四八時間より四〇時間の勤務制になっている。これが、五三年八月に空軍関係は従来の四八時間ないし四四時間制をごく一部をのぞき一律に四〇時間制への切下げが行われ、陸軍では五三年一二月より、海軍では五四年二月より同様の措置がとられた。このため従来四八時間制のものは二〇%、四四時間制のものは一〇%の賃下げとなった。

(2)労働強化と作業合理化 時間制削減が、主として予算上の見地からなされ、作業がそれに伴って減少しないため、必然的な労働強化をもたらした。

又、大量の人員整理の発生や、軍の労働調査団の現地調査による作業合理化も進んでいる。

(3)大量人員整理と失業 五三年の後半(七月―十二月)空軍に約二五〇〇名、陸軍約五三〇〇名の大量整理が発生した。五四年度の一月より四月迄陸軍二二〇〇名、海軍人員五〇〇名の整理が発生し今後も引きつづき整理が予想される。特に今後、自衛隊の二個師増強計画に基く北海道の米軍撤収がほぼ確実となり、本年末迄に特に北海道の陸軍関係労務者四五〇〇名の大量失業が起り、情勢は深刻である。尚、朝鮮水域に派遣されていた米陸軍関係船員は朝鮮休戦により逐次引揚げられ、五三年度に八〇〇名の減員がなされ、五四年二月に朝鮮より引揚げが完了し(フィリピン船員と交代)、その後、船舶減少と定員削減で横浜在港船員も削減せられつつある。

最近の解退職をつぎに掲げておく。

- 1 LSO労務者現員数(調達庁雇用、米軍使用)
 

一九五二年五月	二〇七、七三六
一九五三年四月	一八七、九〇五
一九五四年四月	一七四、七一〇
- 2 五三年度解雇退職者
 

総数	四〇、〇九七
----	--------

(内訳)軍都合	二一、二二三
自己都合	一二、一三八
制裁解雇	一、八七六
公傷病退職	二〇三
私傷病退職	二、九七一
その他	一、六八六
3 五三年度再新入職	二七、八一
4 五三年度実減員数	一二、二八〇

## 八月ゼネスト

本年鑑第二六集にも見られる通り、すでに前年来各地で駐留軍労働者の地域的ストライキがあり、日本労務基本契約の改訂をめぐるゼネストへの一触即発の情勢にありながら、スト中止の緊急指令によって戦術転換が行われていたのであるが五三年八月にいたってついに全駐労初の全国的ゼネストがおこなわれた。それは文字通り国の内外をゆるがし、万丈の気焰を吐いたものであった。

日米労務基本契約は、一九五一年七月アメリカのいわゆる対日援助費打切りに際して、アメリカ政府代表と日本政府代表(特別調達庁長官)との間に結ばれたものであるが、実質的には占領軍がすべてのことについて決定権をにぎり、進駐軍労働者の雇用主である日本側の特別調達庁の自主的権限もほとんどないものであり、その内容も当時労働組合に公開されずに締結されたものであった。ことにその第七条には、契約担当官がアメリカ政府の利益に反すると認めた場合には即時免職できるという人事条項があり、また第一三条には、契約担当官が指示するすべての保安規定に従わなければならないと明記されており、これらの規定を適用して一方的な解雇が行われた。このように占領軍が強大な労務管理権をもっているため、労働組合と日本政府との間に結ばれた労働協約も骨抜き同然な状態となった。

全駐労は、サンフランシスコ条約の発効による「独立」直前からこの労務基本契約の改訂を要求していた。五二年三月に組合は政府に改訂を申入れ、政府も米軍に改訂の申入れをしたが、軍側は準備がないため延期された。八月末になって軍から改訂案が示され、九月から十一月まで調達庁と軍調達部の間で交渉がおこなわれた。十一月二四日、バーンズ少将から合同委員会に書簡が来て、改訂交渉をより高いクラスでおこなうこと、および労働者代表をこの交渉に加えることが示唆され、これに基づいて、軍、政府、労組代表の三者会議が一二月三日以降開かれた。この三者会議は五三年三月までつづけられたが、軍と組合の修正意見が対立し、三月以降軍側は三者会議を閉じ、軍側だけで秘密裡に軍案作成の会合をもった。六月上旬に至って、米軍から政府へ軍案が示されたが、それは秘密にされていたので、全駐労は七月一四日に、調達庁、外務省、極東軍司令部に軍案の公開と交渉の再開を申し入れた。七月一六日、組合にたいして政府から軍案が示されたが、その内容は労働者にとって極めて不利なものであり、今まで三者会議で組合の出した修正意見を無視したものであった。組合側のとくに不満とした点はずぎの通りである。

### 一、主文関係

#### 1 保安

軍側が保安上危険と認めたものは転勤、出勤停止及び解雇を軍が決定する。

2 人員整理は軍が決定する。

3 好ましからざる者の就業停止の権限を軍が持つ。

4 労務者の採用の最終決定権は軍が持つ。

5 警備員及び消防士はストライキをしないと誓約しなければ採用しない。現在勤労しているものも六十日以内に誓約書を出さなければ首を切る。

#### 6 保安解雇の基準

A サボ、スパイ、軍隊保護規程の違反、準備。

B 軍の保安に有害と思われる方針で宣伝する破壊的団体の構成員。

C A項B項に該当する人々と常に密接に交渉して軍の保安に反する行動をするだろうと結論づけられるようなもの。

#### 7 団体交渉

- イ 軍が出席を拒否すれば開くことはできない。
- ロ 交渉とは単に論議或いは話合いの意味である。
- ハ 日本政府は軍の承認がなければ労働協約を結ぶことはできない。

8 労働委員会の救済命令や裁判所の判決に対して軍が従うことが不明である。

#### 二、附属書関係

- 1 新給与は職階職務給である。
- 2 軍案は現在の給料を切り下げる内容を含んでいる。
- 3 有給休暇がとれない場合でも退職しなければ手当を払わない(現在は毎月換算支払)。
- 4 夜勤手当の率を二五%とする(現在三〇%)。
- 5 ストライキをやったものは夏季手当や年末手当が減らされる。
- 6 新契約に切替えるさい、現給を保証するとの約束がなされたにもかかわらずそれをぼかしている。
- 7 特殊作業手当の範囲を狭くしている。
- 8 給与決定、人員整理、制裁措置は軍が一方的に行う。

#### 三、労働政策指令関係

- 1 労働組合以外の親睦団体を育成しようとしている。
  - 2 組合の専従役員は組合員に連絡するためにも基地の中に入れない。
  - 3 組合の機関紙やビラはアメリカおよび日本政府の個人、機関または活動に反対する宣伝を含んでいるものは一切配布することを認めない。
  - 4 基地の中では一切の集合を認めない。
  - 5 休憩時間があっても他の職場への連絡も認めない。
  - 6 制裁基準は苛酷なものを軍が一方的に実施する。(例 一年間の中三回職場内をうろついていたら解雇、又一年間の中三回上役の悪口を云ったら解雇。)
  - 7 提訴及苦情処理は軍が行い組合の参与を認めていない。
- 全駐労は七月二二日臨時全国大会を開き、日米労務基本契約改訂のため無記名投票をおこなった結果

総投票数	一九九
賛成	一九五
反対	〇
白紙	三
無効	一

の圧倒的多数で、組合修正意見貫徹のため、ストをもって闘うことを決定した。

七月二五日、全駐労は政府に修正意見を提示し、八月六日午後一時までに政府と軍の回答を求める期限附要求書を提出した。組合の修正意見の内容は左の通りである。(全駐労、八月一日附、号外)

#### (修正意見)

##### 一、基本的態度

- 1 われわれは間接雇用制度を堅持し、将来も契約労働を継続する立場に立つ(軍直反対)。
- 2 十二月以来開催された三者会議でできた「管理者側提議の三原則に対し、われわれの八条件が確認された」状態及各分科会で合意された事項を尊重させる。
- 3 現行契約の早期改訂を行う。

##### 二、主文関係

1 駐留軍労務者の身分を規定した国内法(昭和二十七年法律第一七四号)を、共同管理者としての米側に確認させ、主文に明記する。

2 人事管理は三原則による共同管理の原則に基き、米国及び日本政府の合意により措置され、両者対等の拒否権を確保する。(1)保安、(2)人員整理、(3)好ましからざる人物の就業停止(4)労務者の指名採用をこの例外措置から削除する。

3 消防夫、警備員に対してスト不参加誓約書を提出せしめることは労働基本権の侵害であるから関係労働組合と協議の上契約とは別個に処理する。

4 円満な労使関係確立のため共同管理者は労働組合との団体交渉による協議決定制度を確立すると共に労働委員会の幹旋調停命令等を尊重すること、裁判所の判決に従うことを明らかにすべきである。

5 保安については第五条の基準をさらに明確化し、拡大解釈及乱用を防止すると共に緩和する。

### 三、附属書関係

#### 附属書三管理手続について

(1)管理に関する決定措置はすべて共同管理の原則に立って軍及政府の合意によって行うよう各条項を修正すること。

(2)ストライキを行った者に対する制限的条項を削除する。

(3)現行の労働条件を改悪するような条項は削除または修正する。

(4)第三分科会(給与関係)で合意された事項を尊重し所要の修正を行う。

### 四、労働政策関係

#### 1 組織された労働組合及従業員団体との関係

(1)労組法に基く労働組合以外の「組織された従業員団体」に関する字句をすべて削除する。

(理由)

労働組合の組織的發展を阻害するような団体が、労組法上の法内組合と同等に扱われるような取扱には絶対に反対である。

(2)組合活動に関し左記各項を認むること。

(イ)専従者が休憩時間に組合員に連絡の為施設内に入出すること。

(ロ)組合関係の文書(機関紙、ニュース、連絡文書等)を休憩時間に、職場内で配布すること。

(ハ)従業員である役員、委員が休憩時間に他の職場に連絡の為立入ること。

(ニ)休憩時間中に、職場の休憩所において役員、又は委員が連絡事項を、組合員に話すこと。

(ホ)会合の通告、機関紙等を掲示板に掲示すること。

#### 2 人員整理

(1)人員整理の理由について。

予算の制限、人員過剰による整理については労働強化をもたらさないことを明記する。

(2)人員整理を最少限に止めるため左記を追加する。

人員整理を必要とする条件が発生する場合は、自然減員に対する補充の為の採用を取止める。

#### 3 制裁規定

(1)制裁決定は軍代表、労営所長が協議して決定する。

(理由)

軍案の如く制裁の決定を軍が一方的に行うことは、契約主文第四条人事管理A級及1項違反であり、共同管理の原則にもとるものである。

(2)制裁規準表は全面的に解雇が多すぎる。さらに緩和すべきである。

#### 全駐労働争スローガン

一、占領下の日米労務基本契約即時改訂

一、四〇時間で食える賃金を保証しろ

一、期末手当二カ月分を制度化せよ

一、軍の一方的管理反対

一、軍直接雇傭絶対反対

こうして、日米労務基本契約改訂要求をかかげて全駐労が指令した四八時間ストが、八月一二日午前六時から、一五万人(駐留軍労働者総数の約八割)の参加をえて駐留軍労働者初の全国ストとして開始された。参加人員は、全駐労二一地区本部八万四四三五人、全日駐三地区二万四四〇〇人、非組合員四万六二七六人、合計一五万五〇〇〇人(労働省調査による労働損失日数は二二万六四六二日)であり、地域別参加状況は左の通りである(全駐労、八月一三日附、号外による)。

北海道(四、五〇〇)青森(五、四〇〇)宮城(四、七四〇)山形(一、〇〇四)群馬(二、五〇〇)千葉(一、二一〇)埼玉(八、七〇〇)東京(三四、五〇〇)神奈川(二五、〇〇〇)船員神奈川(三〇〇)山梨(二〇〇)愛知(三、二〇〇)大阪(二、一〇〇)兵庫(八、〇〇〇)奈良(八一三)鳥取(一、二〇〇)広島(三、四五七)山口(一、三七〇)福岡(八、五〇〇)大分(八五〇)長崎(九、〇〇〇)全駐労合計(一二六、五四四)全日駐(二六、〇〇〇)総合計(一五二、五四四)

こうして、滋賀京都地区を除く全国二〇〇個所の基地、施設が一斉に整然とストに入り、二日にわたるゼネストを敢行した。

総評は常任幹事会の名で左のような闘争支援声明を発表した。  
(支援声明)

一、朝鮮休戦をめぐる新たな国際情勢のもとに日本に対するアメリカの軍事支配は愈々強化されようとしている。MSA軍事援助による戦争経済の進行にともない、資本家の合理化攻勢はスト規制法となり、炭鉱における大量首切りとなって逐次全産業に波及しつつある。全自動車日産に対する組合破壊工作や相次ぐ官憲の弾圧事件も合理化攻勢の一環に外ならない。

二、更にまた駐留軍十八万の労働者は今日も依然として占領下と全く変らない奴隷的な労働条件の下に苦しんでいる。これこそサンフランシスコ講和のギマンの集中的表現であり、アメリカの企図する対日労働管理そのものである。しかしながら、いまや駐留軍労務者は日米労務基本契約の改訂を要求して断乎たる闘争に立ち上った。この闘争こそ独立を失った日本の労働者が自主権を回復せんとする闘いである。

三、総評は全駐労の闘争の重大性にかんがみ、傘下全単産、全国地方総評の総力をあげてこれを支援する。また炭労、全自動車を中心とする合理化反対の共闘態勢をいよいよ固め、徹底的に闘うものである。

右声明する。  
一九五三年八月一日

日本労働組合総評議会

このゼネストにおいては、その第一日から米軍および日本官憲の弾圧によるトラブルが各地で起り、参議院労働委員会でもこの問題をとりあげて論議した。そのいくつかの例を次にあげておこう。

横田基地では、スト第一日一時から組合はデモ行進をおこなったが、これにたいして一時二〇分および三〇分の二回にわたって施設中より発砲があり、泰楽好一君他三名が全治一〇日ないし一週間の負傷を負った。

東京補給部では、三〇名のピケ隊が坐りこんでいるところへ、一〇時三〇分ごろ軍用自動車があらわれ、第二ブリッジのピケライン前三五メートルからスピードを増して突破してきたため、ピケ隊はこれを避けたが、中台良平君はこれにはねられ、足首骨折で三週間の負傷を負った。

これらの第一日に発生した事件について組合中闘は午後三時、調達庁、外務省、労働省に嚴重抗議し、直ちに米軍と折衝するよう申入れた。これにたいして外務省は軍と折衝した結果を次のように回答した。

FECのハンロン海軍少将は「軍は緊急避難、正当防衛以外は発砲してはいけないと指令している。事件が起ったことは遺憾である。さらに嚴重に指令する」と言明した。

長崎海軍基地(スト参加九〇〇〇名)では、一二日、ピケ隊にたいして兵隊がピストルをつきつけて威嚇した事件があった。

宮城県矢本、原の町地区、広島県江田島、山形県神町地区等では施設内の日本人宿舎に住んでいる日本人労働者のうち、ストライキに参加した者のみを、その家族まで強制的に立退かせた。このため山形、宮城地区では、一日、家財をまとめ、病人を背負って宿舎を立ち退きストライキに参加する等の悲惨な光景もあった。

広島県江田島では、撤去を要求する軍命令に対し、居住権確保のため徹底的に闘うという組合員の態度に、軍側はトラック、兵力を宿舎周辺に出動させて、一時不穏な事態が生じた。

また、ほとんど全国的に、各職場で、軍人軍属が直接またはマネージャーやフォアマンなどを通じて、「ストライキに参加したくない者には職場内に寝所を用意し、食事も与える」、「施設内の映画館や売場の利用を認める」、「ピケットラインが固くて入門できない時は塀を越えてもよいから、何処からでも入ってこい」、「ストライキに参加すると最悪の事態が起るぞ」等の訓示を行ったり、スト参加者の不利益な取扱いを暗示したり、あるいはそれらの訓示とあわせてストの調査や記名投票を行わせた。こうしたことは、山形、宮城、千葉、埼玉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡、長崎の各府県で発生した。

ストの弾圧は大別して三つに分けられる。一つは直接的な暴行傷害事件であり、二つは報復的な行為とみなされる事例で、些細な理由をいいがかりにした解雇、格下げ、職種変更、配置転換、罰則的な過重労働等の不利益な取扱いや差別的取扱いであり、三つには争議行為にたいする調査、ビラ、パンフレットの配布等の事例である。

両条約と行政協定の諸結果をもっとも直接かつ集中的に背負わされた駐留軍労働者の闘いは成功的に終結し、サンフランシスコ体制下における日本労働運動の質的転換と、日本労働者階級の成長を示したものであったが、もっとも重要な「保安解雇」の条項は、表現を若干緩和しただけで温存された。

このゼネストについては、

- 1 その前年である五二年末、給与ベース改訂の調停案をめぐる年末のゼネスト計画の失敗から、十分批判を汲みとり、全日駐との共同闘争として組まれた。
- 2 長い占領時代の憤懣が、この時期に一度に爆発した。等の点が指摘できる。しかし、その憤懣が爆発した後は、組織の内部的な闘争力は漸次的に低下した。

五三年度の全駐労としての主要な闘争項目であった日米労務基本契約改訂は、ゼネストの威力により新しい「共同管理」の原則により、基本協定のみが一〇月九日調達庁福島長官と極東軍司令部のハンロン少将の間に調印されたが、契約の附属文書(附属1、2、3、4)と労働政策指令が調印されず、新契約は発効できなかった。

(注)

1 共同管理の原則 従来、軍が一方的な権限によって人事その他給与の労働条件を規正していたのを、政府が対等の立場で軍と協議してきめる原則。

2 基本協定 新日米労務基本契約は次の三つよりなる。(イ)基本協定(全般的な原則)、(ロ)附属書1、2、3、4、(主として賃金給与規定関係)、(ハ)労働政策指令(解雇制裁・労働組合運動等に関する五つの指令)。

この全部が成立しなければ契約は発効しない。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

